

岩手県国土利用計画審議会について

令和8年2月6日（金）
第72回岩手県国土利用計画審議会

岩手県国土利用計画審議会の概要

1 設置根拠

- (1)国土利用計画法第38条第1項
- (2)岩手県国土利用計画審議会条例

2 委員定数等

- (1)定 数：20人以内（条例第2条第1項）⇒現員16人
- (2)任 期：3年（条例第3条第1項）※現委員の任期：令和7年11月1日～令和10年10月31日
- (3)任命方法：国土利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命（条例第2条第2項）

3 所掌事項

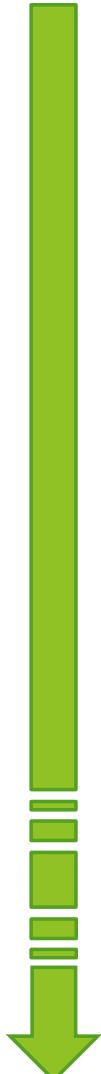
(1) 法定権限事項

- ・県が国土利用計画を定める場合及び同計画を変更する場合の意見（法第7条第3項、第9項）
- ・市町村が定めた国土利用計画及び同計画の変更に対する知事の助言又は勧告に係る意見（法第8条第6項、第7項）
- ・県が土地利用基本計画を定める場合及び同計画を変更する場合の意見（法第9条第10項、第14項）

(2) 知事諮問事項

- ・県の区域における国土の利用に関する基本的事項の調査審議（法第38条第1項）
- ・県の区域における土地利用に関する重要事項の調査審議（法第38条第1項）

国土利用計画法の沿革

- 
- 昭和30年代以降：人口・産業の大都市への集中
→大都市地域において、土地利用の混乱・地価の高騰
 - 昭和40年代後半：投機的土地取引の増大
→全国的な地価の異常高騰、土地の大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊
 - 土地問題の解決が最大かつ緊急の課題
 - ⇒国土利用計画法の制定（昭和49年）
 - 昭和60年代：バブル経済
→地価の上昇や投機的土地取引の増大
 - 監視区域制度の創設（昭和63年）
 - 平成10年以降：人口減少、土地取引の低迷
→地価の下落、土地の有効利用
 - 事後届出制への移行、注視区域制度の創設（平成10年）

国土利用計画法の体系

目的

国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定める。利用区分：農地、森林、宅地等

全国計画

都道府県計画

市町村計画

土地利用基本計画

基本とする

都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに、土地取引に関して直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能

五地域

都市地域

農業地域

森林地域

自然公園地域

自然保全地域

土地利用の原則



調整指導方針

個別規制法

都市計画法

農振法

森林法

自然公園法

自然環境保全法

都市計画区域等

農業振興地域等

国有林・民有林等

国立・国定公園等

自然環境保全地域等

土地取引の規制に関する措置、遊休土地に関する措置

国土利用計画岩手県計画について

県土利用の基本方針

県民の暮らしを支える県土利用

- ・都市機能や居住の集約化等
- ・荒廃農地の発生防止・解消
- ・森林の整備・保全
- ・健全な水循環の維持・回復
- ・再エネの環境影響の評価
- ・所有者不明土地の利用促進



適切な県土管理水準の確保、
土地の良好な管理と有効利用

自然環境や美しい景観を守り 活かしていく県土利用

- ・生態系ネットワークの形成
- ・自然環境の多様な機能の活用
- ・里地里山の良好な管理と利活用
- ・地域間の交流・対流の促進
- ・美しい景観の保全、再生、創出
- ・生物多様性と人間活動の調和



低炭素・循環・自然共生を図る
持続可能な地域社会の実現

安全・安心を実現する県土利用

- ・大災害に備えた県土の強靭化
- ・災害リスクの把握、周知
- ・土地利用の適切な制限、誘導
- ・ライフラインの多重性確保
- ・生態系の県土保全機能の向上
- ・大震災からの復興の推進



安全安心な地域社会の構築
に向けた岩手の強靭化



「今後、人口減少、高齢化、財政政策等が進行する中、これらの県土利用を実現するには、以下の考え方が重要

- ・自然と調和した防災、減災などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」の推進
- ・荒廃農地などの土地を森林や希少野生生物の生息地として活用する「県土の選択的な利用」の推進
- ・地域主体の取組を基本に、都市住民や民間企業等の参画も促す「県民参加による県土管理」を推進

岩手県土地利用基本計画について

【計画書】

土地利用の調整等に関する事項を記した文書

※国土利用計画岩手県計画の基本方針を踏まえて変更

① 土地利用の基本方向

県民の暮らしを支える県土利用

- ・都市機能や居住の集約化等
- ・荒廃農地の発生防止・解消
- ・森林の整備・保全
- ・健全な水循環の維持・回復
- ・再エネの環境影響の評価
- ・所有者不明土地の利用促進

自然環境や美しい景観を守り 活かしていく県土利用

- ・生態系ネットワークの形成
- ・自然環境の多様な機能の活用
- ・里地里山の良好な管理と利活用
- ・地域間の交流・対流の促進
- ・美しい景観の保全、再生、創出
- ・生物多様性と人間活動の調和

安全・安心を実現する県土利用

- ・大災害に備えた県土の強靭化
- ・災害リスクの把握、周知
- ・土地利用の適切な制限、誘導
- ・ライフラインの多重性確保
- ・生態系の県土保全機能の向上
- ・大震災からの復興の推進

【計画書】

②五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分		都地	市域	農地	業域	森地	林域	自然公園地	自然保全地	全域			
五地域区分	細区分	及市 及び街 用化 用途地 域域	市街化 調整区 域	そ の 他	農 用 地 区	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 別 地	普 通 地	保 原 生 全 然 環 境	特 別 地	普 通 地
	細区分												
都地	市街化区域及び用途地域												
	市 街 化 調 整 区 域	x											
	そ の 他	x	x										
農地	農用地区域	x	←	←									
	そ の 他	x	①	①	x								
森地	保 安 林	x	←	←	x	←							
	そ の 他	②	③	③	④	⑤	x						
自然公園地	特 別 地 域	x	←	←	←	←	○	○					
	普 通 地 域	⑥	○	○	○	○	○	○	x				
自然保全地	原生自然環境保全地域	x	x	x	x	x	←	x	x				
	特 別 地 区	x	←	←	←	○	○	x	x	x			
	普 通 地 区	x	○	○	○	○	○	x	x	x	x		

【凡例】

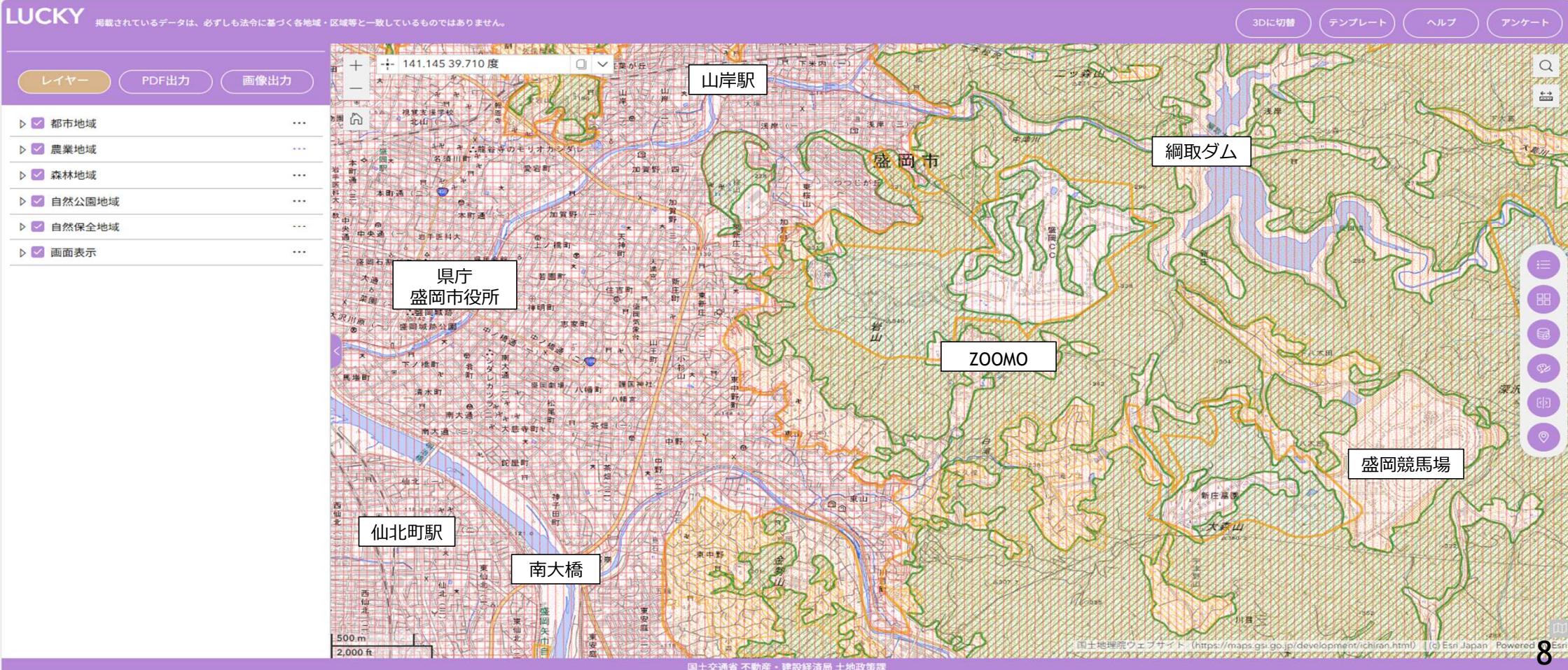
- 制度上又は実態上、原則重複なし
- 矢印方向の土地利用を優先する
- 兩地域が両立するよう調整を図る
- ① 現況に留意しつつ、農業利用との調整を図りながら都市的利用を認める
- ② 原則、都市的な利用を優先するが、森林の保全に努める
- ③ 森林利用の現況に留意しつつ、森林利用との調整を図りながら都市的利用を認める
- ④ 原則、農用地利用を優先するが、農業利用との調整を図りながら森林利用を認める
- ⑤ 森林利用を優先するが、森林利用との調整を図りながら農業利用を認める
- ⑥ 自然公園の機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る

【計画図】

五地域の範囲を地形図に表示したもの

※各個別規制法所管課と調整の上、毎年度変更

・土地利用調整総合支援ネットワークシステムで国交省が公開 <https://lucky.tochi.mlit.go.jp/Newlucky/index.html>



各地域区分の定義等

地域区分	国土利用計画法上の規定	運用指針の記述
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている地域又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法第2条第1号の自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域 ⁹

※包括的な計画圏域であり、現実的な土地利用と必ずしも一致しない。

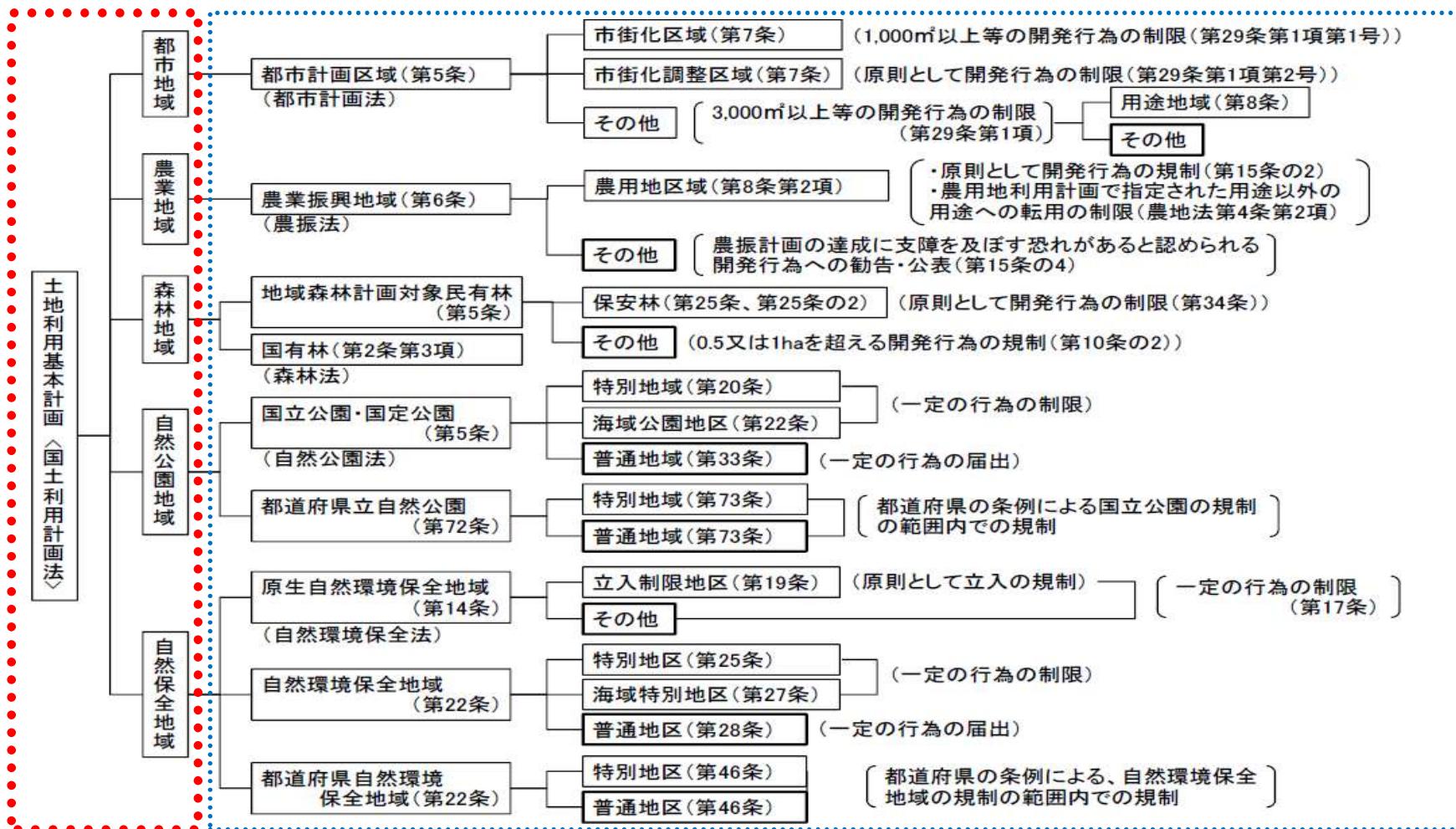
岩手県土地利用基本計画

○土地利用の基本方向

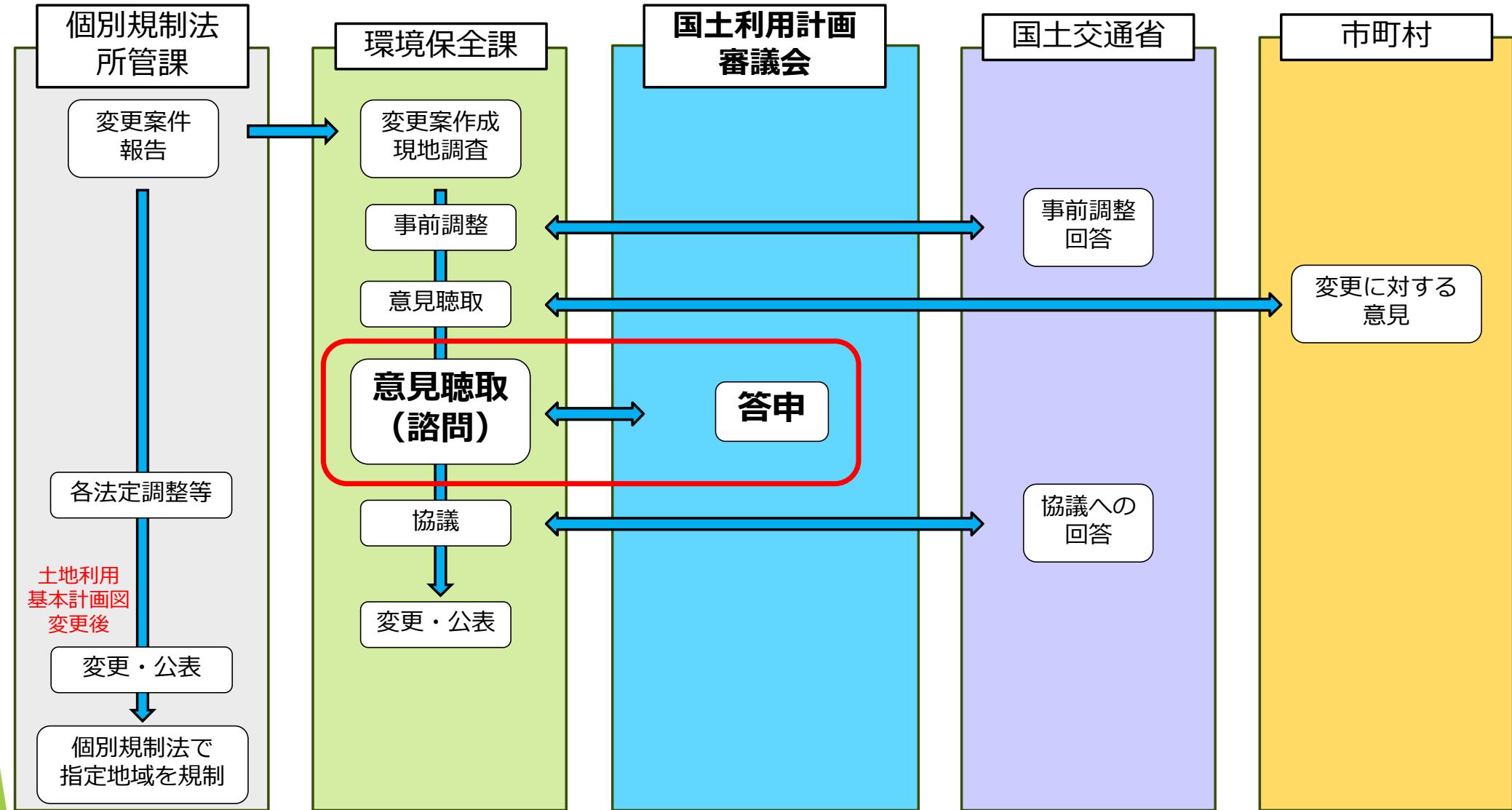
地域区分	土地利用の原則（抜粋）
都市地域	一体の都市として、総合的に開発し、整備し保全する必要がある地域。地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導することが重要。低・未利用地や空き家等の有効利用などによる土地利用の効率化を図る。
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域。優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図る。農地の集積・集約を推進するとともに、農地等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。森林の有する多面的な機能を将来にわたり高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図る。
自然公園地域	優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域。都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域でその自然環境の保全を図る必要性がある地域。改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その適切な配置や連続性の確保を図る。

各種個別規制法に基づく土地利用規制の概要

土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。（国土利用計画法第10条）



土地利用基本計画図の変更手続（国土利用計画法第9条第10項～第14項）



本日審議いただく案件

議事(4) 土地利用基本計画（計画図）の変更について

整理番号	地域区分	審議のポイント
1～2	農業地域の拡大	①岩手県土地利用基本計画の土地利用の基本方向に整合しているか ②岩手県土地利用基本計画の調整指導方針に整合しているか ③総合的な視点で見て問題点はないか（他地域への悪影響など） ④全体的な地域の変更を踏まえて、本県の土地利用に関する課題はないか
3	農業地域の縮小	③総合的な視点で見て問題点はないか（他地域への悪影響など） ④全体的な地域の変更を踏まえて、本県の土地利用に関する課題はないか
4	森林地域の拡大	③総合的な視点で見て問題点はないか（他地域への悪影響など） ④全体的な地域の変更を踏まえて、本県の土地利用に関する課題はないか
5～15	森林地域の縮小	③総合的な視点で見て問題点はないか（他地域への悪影響など） ④全体的な地域の変更を踏まえて、本県の土地利用に関する課題はないか

【森林地域の縮小について（整理番号5～15）】

・審議のポイントのうち、①、②については、林地開発許可の段階で森林部局において審査されていることから、国土利用計画審議会では③、④のポイントで御審議いただきたい。

【参考】林地開発許可制度（森林法）

目的：森林の有する災害の防止、水源のかん養及び環境の保全といった公益的機能を阻害しないよう、開発行為を監督し、森林の適切な利用を確保する

対象森林：地域森林計画の対象となっている民有林

対象規模：土地の形質を変更するもののうち、政令で定める規模を超えるもの（開発面積0.5ha又は1haを超えるもの等）